

故障安心サービス利用規約

J-WAVE@NET（以下「当社」といいます。）は、以下の故障安心サービス利用規約（以下「本規約」といいます）に従い、当社の mobile コース、mobileLTE コース、4G mobile コースの利用者（オプション利用者も含む）に対して、当社が指定する端末等の故障等の際に以下の内容の保証するサービス（以下「故障安心サービス」といいます）を提供します。

第1条 本規約に定める規定はすべて J-WAVE@NET 会員規約（以下「約款」といいます。）に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては約款に記載されている内容によるものとします。また約款と本規約の内容が異なる場合には、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

2 当社は事前の予告なく本規約の内容を変更する事があります。

3 変更後の規約は、当社ホームページにおいて掲示された時点より、効力を生じるものとします。

第2条 故障安心サービスは当社が提供するワイモバイルサービスの利用回線ごとに提供します。

第3条 故障安心サービスの適用対象は、現に利用者回線に接続している対象端末であって、利用者が当社より正規に提供されたものに限ります。

2 故障安心サービスやその他当社が提供するアフターサービス等により、対象端末が変更又は交換された場合、その変更又は交換後の端末を対象端末とします。

第4条 故障安心サービスの適用範囲となる対象端末の故障等（以下「故障等」といいます）は以下に定めるとおりとします。

(1) 対象端末の紛失・盗難

(2) 対象端末の自然故障

(3) 火災による焼失や水漏れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機の全損又は一部の破損

2 紛失・盗難の場合、警察への届出書類が必要となります。また盗難・紛失のサービス適用後、6ヶ月間は故障安心サービスの適用は受けられません。

第5条 利用者が故障安心サービスの申し込みを行うときは当社所定の手続きにより、本サービスの申し込みと同時に申し込むものとします。（故障安心サービスのみの申し込みは

できません。)

第6条 当社は故障安心サービスの申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

但し、当社は当社の業務の遂行上支障があるとき、その順序を変更する場合があります。

2 前項の規定に関わらず、次の場合には故障安心サービスの申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の業務遂行上、著しい支障があるとき
- (2) 申込者が当社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき
- (3) 契約者が申込時に虚偽の内容にて申し込みを行ったとき
- (4) 対象端末の主たる利用者が利用者本人ではないとき
- (5) その他、故障安心サービスの提供が不適切と当社が判断したとき

3 当社は故障安心サービス申込成立後であっても、利用者が前項各号の一に該当する事が判明した場合には、故障安心サービス契約を解除することができます。

第7条 本規約の成立は、本規約第5条に基づく申し込みに対し、当社所定の手続きを得たうえ、当社がその申し込みを承諾したユーザー登録が完了したときに成立します。

但し、故障安心サービスの申し込みと同時又は事前に申し込まれる約款による契約が成立しない場合、故障安心サービスの契約も成立しないものとします

第8条 契約者が故障安心サービスの解約を希望する場合は、当社所定の方法にて申し出ることとし、手続きが完了した時点で故障安心サービスの解約を承諾するものとします。

2 約款に基づく契約が解除された場合は、故障安心サービスの契約も解除されるものとします。

第9条 故障安心サービスの適用期間は、利用者より故障安心サービスの申し込みを受け、当社がそれを承諾した日から本規約の規定に基づき故障安心サービスの契約が終了する日までとします。

第10条 故障安心サービスの月額使用料は、1 利用者回線ごとに月額 300 円(税抜)とします。

第11条 当社は故障安心サービスの月額使用料を約款に基づく契約により利用者が支払う料金等に合算して請求します。

2 利用者は月額使用料を別途、当社が指定する期日までに支払うものとします。

3 故障安心サービスの月額使用料は、本サービスの暦月途中の解約等があったとしても日割り計算はしないものとします。

第12条 当社は次の場合には、故障安心サービスの適用を行わないものとします。

- (1) 利用者の故意又は重過失によって生じた故障、全村、水濡れ、紛失等（以下総称して「故障等」といいます）の場合。
- (2) 戦争、動乱、暴動等によって生じた故障等の場合
- (3) 詐欺、横領等の犯罪によって生じた故障の場合
- (4) 公共の機関による差し押さえ、没収等によって生じた故障等の場合
- (5) 地震、噴火、火砕流、津波等の天災によって生じた故障等の場合
- (6) 当社に虚偽の報告がなされていたことが明らかになった故障等
- (7) 契約者が月額料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合
- (8) 対象端末の利用年数が著しく長く、当該対象端末に対する補償を行うことが難しい場合

2 当社は故障安心サービスの提供の遅延、変更、中断、停止もしくは終了、その他故障安心サービスの利用ができないことにより利用者に損害が生じた場合でも、当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負いません。

3 故障安心サービスは対象端末の紛失等に起因する対象端末の不正利用によって利用者又は第三者に生じる損害を補償するものではありません。

附 則

本規約は 2013 年 4 月 15 日より効力を発するものとします